

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第4号

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

取消処分者講習の実施に関する規則（平成2年佐賀県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(講習の区分)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の四輪車講習とは、大型特殊免許及び普通免許を取得しようとする者（第4項に規定する者を除く。）に対して行う講習をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の四輪車飲酒取消講習及び二輪車飲酒取消講習とは、法第96条の3第1項に規定する取消処分者等又は同条第2項に規定する準取消処分者等で、次のいずれかに該当するものに対して行う講習をいう。</p> <p>(1) 運転免許の<u>取消処分</u>に係る累積点数（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の2第3項に規定する累積点数をいう。）の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反による点数が含まれている者</p> <p>(2) 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>（四輪車講習）</p>	<p>(講習の区分)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の四輪車講習とは、大型特殊免許、<u>準中型免許</u>及び普通免許を取得しようとする者（第4項に規定する者を除く。）に対して行う講習をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の四輪車飲酒取消講習及び二輪車飲酒取消講習とは、法第96条の3第1項に規定する取消処分者等又は同条第2項に規定する準取消処分者等で、次のいずれかに該当するものに対して行う講習をいう。</p> <p>(1) 運転免許の<u>取消処分等</u>に係る累積点数（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の2第3項に規定する累積点数をいう。）の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反による点数が含まれている者</p> <p>(2) 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>（四輪車講習）</p>

